議会運営上留意いただきたいこと

令和3年2月19日

令和2年11月定例会等での事例を踏まえ、各議員が議場で発言をされる際には、以下の事項についてあらためてご留意いただきたい。

1 質問の際の通告外の内容に関わる発言について

質問の際に、時候の挨拶など通告内容と直接関わりのない発言を行う場合は、通告外の質問と誤認されることなどないよう、節度を持って行うこと。

2 議場配付資料・パネルについて

議場での資料配付・パネル使用の許可を議長に申し出る際には、真に配付が必要なもののみとし、その内容も厳選したものとすること。

※ 議場では言論が原則であり、配付資料等は言論を補い、わかりやすくするため補助的に使用するもの(発言を省略するためのものではない)。

3 討論の際の発言内容について

討論を行う際には、賛成・反対それぞれの立場であることが明確にわかるよう、その趣旨に沿った発言とすること。